第３回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会

議　事　要　旨

１　日　時

令和８年 11 月４日（水）　午後３時 23 分～

２　場　所

岡山市北区下石井１丁目４番１号

岡山第２合同庁舎２階　共用会議室Ｄ

３　出席者

公 益 委 員　：　３人

労働者側委員　：　２人（欠席１人）

使用者側委員　：　３人

４　審議事項

特定最低賃金額審議について

５　議事要旨

（１）特定最低賃金額審議について

岡山県電気機械器具製造業最低賃金額について前回に引き続き審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

＋60 円を提示する。

・近年、地域別最低賃金の大幅引上げが続いており、電機の特定最低賃金の優位性も年々縮小している。

・産業の持続的な成長に向けて、産業の魅力拡大と人財確保が不可欠である。

・特定最低賃金の優位性維持が必要で、地域別最低賃金と同程度の引上げ率を確保することとし、現行特定最賃に地賃引上げ率を乗じたものとする。

【使用者側の意見要旨】

＋53 円を提示する。

・基本的な考え方に変更はないが、歩み寄りも必要と判断、検討した。

・日本経団連集計の 2026 春季労使交渉での中小企業業種別妥結結果の電気機器のアップ率 4.85％を参考とし、これを現行特定最低賃金に乗じたもの

としたい。

（２）労使協議について

労働者側委員から労使協議の意向が示され、これを使用者側委員も承諾、労使協議が行われた。

その結果について、労働者側委員が代表して＋57 円で労使合意が行われたことを報告した。

また、発効日については、法定発効とすることとされた。

（３）全会一致による決議のため報告書が作成され、最低賃金審議会令第６条第５項適用により、岡山労働局長へ答申された。

６　配布資料

・岡山県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
・岡山県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）